

# 世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会（第1回）

## 次第

平成30年7月9日（月）午前10時

場所：世田谷区役所第1庁舎2階入札室

○ 開会

1. 労働報酬下限額について

2. その他

○ 閉会

労働報酬下限額に係る経過(概要)

- 平成 27 年 4 月 「世田谷区公契約条例」を施行。
- 平成 27 年 5 月 諮問
1. 公契約の適正な履行を確保するための必要な施策について
  2. 区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について
- 平成 27 年 12 月 「中間報告」(公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会)
- ・委託：1,093円
  - ・工事：公共工事設計労務単価 70%ないし85%
- 平成 28 年 4 月 「労働報酬下限額」の告示
- 平成 28 年 7 月 「労働報酬下限額」の適用開始
- ・委託：950円
  - ・工事：公共工事設計労務単価 85%
- 平成 28 年 8 月 答申 を公契約適正化委員会から提出
- 「報告書」を労働報酬専門部会から提出
- ・委託：1,020円
  - ・工事：公共工事設計労務単価 85%
- 平成 28 年 12 月 「労働報酬下限額」の告示(第52号の改定：950円→1,020円)
- 平成 29 年 2 月 「労働報酬下限額」を告示(未熟練等労働者の単価の改定)
- 平成 29 年 3 月 「労働報酬下限額」を告示(公共工事設計労務単価改定に伴う改定)
- 平成 29 年 4 月 「労働報酬下限額」の適用開始
- ・委託：1,020円
  - ・工事：公共工事設計労務単価 85%
- 平成 29 年 10 月 「報告書」を公契約適正化委員会から提出
- ・委託：1,050円
  - ・工事：公共工事設計労務単価 85%
- 平成 30 年 3 月 「労働報酬下限額」を告示。(公共工事設計労務単価改定に伴う改定)
- 平成 30 年 4 月 「労働報酬下限額」の適用開始
- ・委託：1,020円
  - ・工事：公共工事設計労務単価 85%

一部資料については  
他の機関作成等の理由により  
非公開とする。